

令和7年度たつの市敬老えらべるギフト取扱事業者募集要項

1 目的

数え年75歳以上の方に、市内事業者が取扱う商品やサービスの中からお好みの一品をお選びいただく「敬老えらべるギフトカタログ」を贈呈する「たつの市敬老えらべるギフト事業」を実施するにあたり、事業を実施するたつの市敬老お祝い事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）とカタログに商品・サービス（以下「商品等」という。）を掲載し、希望者からの申込に応じて商品等を提供する事業者（以下「取扱事業者」という。）が協力し、社会に貢献された高齢者を敬愛し長寿を祝福することを目的とする。

2 取扱事業者の資格要件

次の条件を全て満たしていることを要件とする。

- （1）生産・製造・販売に関する法令などを遵守するとともに、商品の生産、製造、販売などが計画的に行われ、かつ品質の良い商品を送付できる者
- （2）本社、本店、支社、支店、事業所又は工場が市内にある中小企業、団体又は個人業者で1年以上継続して同一の事業を営んでいる者
- （3）提供した商品に関する苦情や事故、送付に遅延が生じた際、対象者に対して責任を持った対応ができる者
- （4）代表者等が「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」に掲げる暴力団の構成員等でない者
- （5）市税の滞納がない者

3 商品等について

次の条件を全て満たしていることを要件とする。ただし、食事券や買い物券等の換金性の高いものは対象外とする。

- （1）敬老事業の趣旨に合致するもの
- （2）1商品等あたり、上限3,000円（送料、消費税込み）であるもの
- （3）9月から12月の期間に提供できるもの
- （4）飲食物の場合、出荷後に適切な賞味期限が保障されるもの
- （5）品質及び数量において、安定供給が見込めるもの
（商品例）地場産品、日用品、健康グッズ、生活支援サービス など

4 商品等の送付対象者

市内に住所を有する数え年75歳以上の方（約15,000人）

5 応募期間

令和7年5月10日から令和7年6月13日までとする。

6 応募方法

たつの市敬老えらべるギフト協力事業者登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて実行委員会（たつの市役所福祉部高年福祉課内）に提出する。

- （1）会社概要（パンフレット等でも可）
- （2）商品等の画像データ
- （3）誓約書（様式第2号）
- （4）その他市長が必要と認める書類

7 取扱事業者の選考

提出された申請書等に基づき、取扱事業者及び商品等について、実行委員会において選考し、7月下旬に結果を通知する。

8 商品等の発送等

実行委員会は、商品等の送付対象者から、商品の希望を確認したときは、取扱事業者に通知するものとする。通知を受けた取扱事業者は、速やかに商品等を当該対象者に送付するものとする。

9 請求及び支払

取扱事業者は、商品等の発送等が完了したときは、たつの市敬老えらべるギフト商品等送付実績報告書兼請求書（様式第3号）により、商品送付対象者へ商品等を発送したことが確認できる書類を添えて、翌月10日までに実行委員会へ請求するものとする。

10 取扱事業者の義務

- （1）取扱事業者は、商品等の提供に係る事故、トラブル等に関しては、責任をもって適正に処理しなければならない。
- （2）取扱事業者は、取扱事業者の責めに帰すべき理由により、商品等が送付対象者に身体上又は財産上の損害を生じさせたときは、その賠償の責めを負わなければならない。
- （3）取扱事業者は、事業の実施において、この要項及び実行委員会の指示に従わなければならない。

11 個人情報の取扱い

- （1）実行委員会は、取扱事業者に対して当該事業者の商品等を選択した対象者の氏名、住所、電話番号を提供する。
- （2）取扱事業者は、対象者の個人情報を厳重に取り扱うとともに、商品等の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。取扱事業者でなくなった後においても、同様とする。

1 2 その他留意事項

- (1) 1 取扱事業者につき 1 種類の商品等の提供に限る。
- (2) 本事業の管理運営業務は、市から業務委託を受けた実行委員会が実施する。

【問合せ先】

〒679-4192 たつの市龍野町富永 1005 番地 1

たつの市福祉部高年福祉課

TEL : 0791-64-3152

FAX : 0791-63-0863

Email : konenfukushi@city.tatsuno.lg.jp